

広島市下水道マンホールふた広告掲載取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、広島市広告掲載要綱（以下「要綱」という。）及び広島市広告掲載基準（以下「基準」という。）に定めるもののほか、マンホールに掲載する有料広告（以下「マンホール広告」という。）の手続き等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(掲載対象)

第2条 マンホール広告の掲載対象は、別に市長が定める区域の歩道上に設置されたマンホールふたのうち市が募集したものとする。

(規格等)

第3条 マンホール広告の規格等は、次のとおりとする。

- (1) マンホール広告の大きさは、マンホールふたの中心から半径30.7センチメートルの円形とする
- (2) マンホール広告の基礎プレートは、半径31.0センチメートルの円形とする
- (3) 掲載するマンホール広告の内容は、要綱、基準及びこの要領に基づくものとする

(掲載期間)

第4条 マンホール広告を掲載する期間は、マンホール広告を貼り付けた基礎プレート（以下「広告プレート」という。）を設置した日が属する月の翌月（その日が月の初日である時は、その日の属する月。）から起算して、1年間、2年間又は3年間とする。

(広告料等)

第5条 マンホール広告の掲載に係る1回当たりの最低申込価格（消費税及び地方消費税を含む。）は、別に市長が定めるものとする。

- 2 初期費用（広告プレート製作費用及び設置撤去費用相当額）は、広告主の負担とする。
- 3 マンホール広告のデザイン作成に要する費用は、広告主の負担とする。

(掲載の申込み)

第6条 マンホール広告の掲載を希望するもの（以下「申込者」という。）は、広告料の申込額等を記載した下水道マンホールふた広告掲載申込書兼行政財産目的外使用許可申請書（様式第1。以下「申込書」という。）に広告デザイン（案）（様式第1-1。）を併せて、市長に提出することにより、マンホール広告の掲載を申し込むものとする。

- 2 市長は、前項の規定による掲載の申込みがあった場合において必要があると認めるときは、申込者に対し、資料の提出を求めることができる。
- 3 マンホール広告の募集は、本市のホームページへの掲載により行う。

(広告主の決定)

第7条 市長は、申込書に記載されたマンホール広告の内容等が要綱第5条第1項各号に該当しないかどうかを審査し、該当しないと認められた内容等のマンホール広告に係る申込者のうち、それぞれの募集箇所において、第5条の規定により定めた最低申込価格以上の金額で最も高い申込価格により申込みをしたものを広告主として決定するものとする。

2 前項の場合において、申込価格が最も高い申込者が複数あるときは、次に定める順序に従って広告主を決定するものとする。

(1) 広告掲載申込期間が長い者

(2) 国又は地方公共団体が出資し、又は出えんする法人その他の団体

(3) 公益法人又は公益的団体（前号に掲げるものを除く。）

(4) 私企業のうち公共的性格を有する企業

(5) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有するもの（前号に掲げるものを除く。）

(6) 私企業又は事業を営む個人であって市内に事業所、事務所等を有しないもの（第3号に掲げるものを除く。）

3 前項の規定によっても広告主を決定することができない場合は、抽選によりこれを決定するものとする。

4 市長は、前3項の規定により広告主を決定した場合は、その結果を所定の下水道マンホールふた広告掲載決定通知書兼行政財産目的外使用許可書（様式第2）又は下水道マンホールふた広告非掲載決定通知書（様式第3）により申込者に通知するものとする。

(広告プレートの製作)

第8条 市は、第7条の規定により決定した広告主の広告プレートを製作するものとする。

2 前項の広告プレートの製作に要する費用は、第5条第2項に規定する初期費用（広告プレート製作費用及び設置撤去費用相当額）のうち広告プレート製作費用相当額であり、市場価格等を参考に、別に市長が定める。

3 第1項の規定により製作した広告プレートは、市が所有権を有するものとする。

4 前項の規定は、マンホール広告に関する著作権、意匠権その他の知的財産に関する権利を市が有するものと解釈してはならない。

(広告プレートの設置等)

第9条 市は、前条の規定により広告プレートを製作したときは、当該広告プレートを掲載対象のマンホールに設置するものとする。

2 前項の広告プレートの設置等に要する費用は、第5条第2項に規定する初期費用（広告プレート製作費用及び設置撤去費用相当額）のうち設置撤去費用相当額であり、類似工事、市場価格等を参考に、別に市長が定める。

(広告料等の納付)

第10条 広告主は、市長が指定する期日までに広告料の申込額に応じた当該年度の広

告料を納付しなければならない。

- 2 広告主は、市長が指定する期日までに、初期費用（広告プレート製作費用及び設置撤去費用相当額）を納付しなければならない。

（広告料等の返還）

第11条 既納の広告料及び初期費用（広告プレート製作費用及び設置撤去費用相当額）は、返還しない。ただし、特別の理由があると市長が認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

- 2 第1項ただし書の規定により返還する広告料には、利子を付さない。
- 3 第1項の規定により損害を受けることがあっても、その損害の賠償を市に請求することはできない。

（撤去）

第12条 市は、マンホール広告が次の各号のいずれかに該当する場合は、設置した広告プレートを撤去するものとする。

- (1) 掲載期間が終了した場合
- (2) 掲載の決定を取り消した場合

（掲載期間の変更）

第13条 広告主は、掲載期間の変更を希望するときは、契約期間が満了する6か月前までに、下水道マンホールふた広告掲載期間変更申込書（様式第5）を市長に提出するものとする。

- 2 前項の掲載期間の変更の申込みは、1年を単位としなければならない。ただし、変更後の掲載期間は、当初開始月の初日から3年を超えることができない。
- 3 市長は、第1項の規定による掲載期間変更の申込みがあった場合において、当該申込内容を審査し、掲載期間変更の可否を決定した場合は、その結果を所定の下水道マンホールふた広告掲載期間変更承認通知書（様式第6）により広告主に通知するものとする。

（掲載の一時停止）

第14条 市長は、広告主の申し出により、次の各号のいずれかに該当する場合は、マンホール広告の掲載を一時的に停止することができる。広告主は、マンホール広告の掲載の一時的な停止を求める場合は、下水道マンホールふた広告掲載停止申込書（様式第7）を提出するものとする。

- (1) 下水道及び道路の維持管理等のためにマンホール広告の掲載が妨げられる場合
- (2) マンホール広告の掲載に支障となる民間工事等により掲載が妨げられる場合
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認める場合

- 2 市長は、前項の規定により広告掲載の一時停止を決定したときは、その停止期間を下水道マンホールふた広告掲載停止通知書（様式第8）により広告主に通知するものとする。
- 3 第1項の規定により広告掲載を一時停止したときは、その停止期間と同期間、原則掲載期間を延長するものとする。

- 4 第1項の規定によるマンホール広告の掲載の一時停止に起因して生じた損害については、市長は一切の責任を負わないものとする。

(掲載決定の取り消し等)

第15条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、掲載の決定を取り消すことができる。

- (1) 要綱第9条各号のいずれかに該当すると認められるとき
 - (2) 広告主の倒産等によりマンホール広告の掲載を実施する必要がなくなったとき
 - (3) 広告主が、指定する期日までに広告料等を納入しない場合
 - (4) マンホール広告の内容等が、法令、要綱又は基準に違反した場合
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、マンホール広告の掲載が適切でないと判断した場合
- 2 市長は、前項の規定によりマンホール広告の掲載の決定を取り消したときは、広島市マンホールふた広告掲載決定取消通知書兼行政財産使用許可取消書(様式第4)により、広告主に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による掲載決定の取り消しに起因して生じた損害については、市長は一切の責任を負わないものとする。

(広告主の責任)

- 第16条 広告主は、掲載したマンホール広告の内容等について一切の責任を負うものとする。
- 2 広告主は、第三者の権利の侵害、財産権の不適切な処理及び第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。
- 3 広告主は、マンホール広告の掲載の権利を譲渡してはならない。

(広告デザインの活用)

第17条 市は、第7条の規定により掲載決定した広告主のデザインを活用できるものとし、広告主は、デザインの使用に関し、市に無償で提供するものとする。

(その他)

第18条 この要領に定めるもののほか、マンホール広告の掲載について必要な事項は、所管課長が定める。

附 則

この要領は、決裁の日(令和6年12月17日)から施行する。